

住之江区発達障がいサポート事業要綱

平成26年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 住之江区の大阪市立小学校・中学校に在籍する発達障がい等のある児童生徒のうち、行動面で特に支援が必要とされる児童生徒に対し、遠足や社会見学等の校外学習や放課後の課外活動等、学校生活全般をサポートするため、発達障がいサポーター（ボランティア）を各学校に配置する。

(対 象)

第2条 発達障がいサポーターの配置対象は住之江区内の大阪市立小学校・中学校（以下 学校という）とする。

(活動内容)

第3条 発達障がいサポーターは有償ボランティアとして区に登録し、各学校で活動を行なう。

第4条 発達障がいサポーターの活動内容は、学校に在籍する発達障がい等のある児童生徒に対し、教職員と連携しながら適切な支援等を行うこととする。

第5条 発達障がいサポーターは活動をするにあたり、学校と活動内容・条件について十分に確認することとする。

第6条 発達障がいサポーターの活動・運営に関しては学校が管理し、毎月の活動時間等を区へ報告する。

第7条 発達障がいサポーターは学校等での活動中に知り得た個人情報等について活動従事期間の内外を問わず、決して外部に漏らしてはならない。

(配置申請)

第8条 発達障がいサポーターの配置を要望する学校は、区へ配置申請を行う。

第9条 区は配置申請に基づき、必要であれば教育委員会と協議のうえ、学校の年間配置時間等を決定し学校へ通知する。

(サポーター登録)

第10条 発達障がいサポーターの登録は、発達障がいに関する理解と知識があり、児童生徒とのかかわりが経験豊富な者等を各学校で受付け、登録申込書等により区に登録を依頼する。

第11条 区は登録申込書等を確認し登録を行い、学校へ通知する。

第12条 区は、登録した発達障がいサポーターの活動にあたり損害保険に加入する。

第13条 発達障がいサポーターの登録状況に変更（増・減・登録内容等）があれば、学校はすみやかに区に届ける。

（ 報償金等 ）

第14条 発達障がいサポーターの報償金は、1時間あたり937円とする。交通費は一日480円（往復）を限度とする。ただし、同一校で他事業から交通費が支給されている場合は、交通費は支給しない。

また、校外学習等に付き添う場合は、報償金とは別に校外活動費として一回あたり1,000円（交通費・諸経費を含む。）を支給する。

第15条 区は学校からの報告に基づき、あらかじめ登録をしている口座へ活動報償金を振り込む。

（ その他 ）

第16条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は平成26年4月1日より施行する。

この要綱は平成29年4月1日より施行する。

この要綱は平成31年4月1日より施行する。